

## インシデント・医療事故の定義について

### 1 インシデント

報告のあった全ての事象を「インシデント」とする。

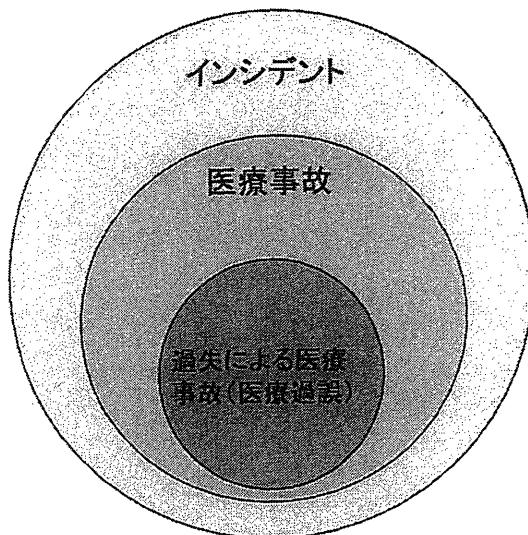
### 2 医療事故

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいう。予測不能や回避不可能であったことなども含まれるし、患者だけでなく医療従事者に不利益を被った場合も含む。

この中には、医療従事者にミス(過失)があるものとないものが含まれ、前者を医療事故(医療過誤)とする。

### 3. 過失による医療事故(医療過誤)

医療事故のうち医療従事者側等の人的または物的なミス(過失)がある場合をいう言葉で医療事故の一類型である。すなわち、医療従事者が、医療の遂行において、医療的準則において患者に不利益を被り被害を生じさせた状態である。(医療過誤であることを確定するためには、過失の法的構成要件が揃っている必要がある。)



### インシデントレポートで報告すべき範囲

※ インシデントレポートは事故当事者の個人的責任を追及するものではなく、収集した情報を分析し、医療事故防止の改善策を検討し実施する目的に使用する。

対 象	対 象 外
<p>① 患者様に傷害が発生した事態（ただし、右欄に掲げる事項を除く）</p> <p>② 患者様に傷害が発生する可能性があつた事態</p> <p>③ 患者様やご家族からの苦情（医療行為に関わるもの）</p> <p>※上記①、②に含まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療用具(医療材料や医療機器)の不具合</li> <li>・ 転倒、転落</li> <li>・ 自殺、自殺企図</li> <li>・ 無断離院</li> <li>・ 予期しない合併症</li> <li>・ 発見、対処(処置)の遅れ</li> <li>・ 自己管理薬の服薬ミス</li> <li>・ 患者様の針刺し</li> </ul> <p>など</p>	<p>① 院内感染</p> <p>② 食中毒</p> <p>③ 職員の針刺し</p> <p>④ 暴行傷害（事件）、窃盗盜難（事件）</p> <p>⑤ 患者様やご家族からの苦情（医療行為に関わらないもの）</p> <p>※上記については、別途報告システムが整備されている。</p>

(別 紙)

## 影響度分類（報告時点）

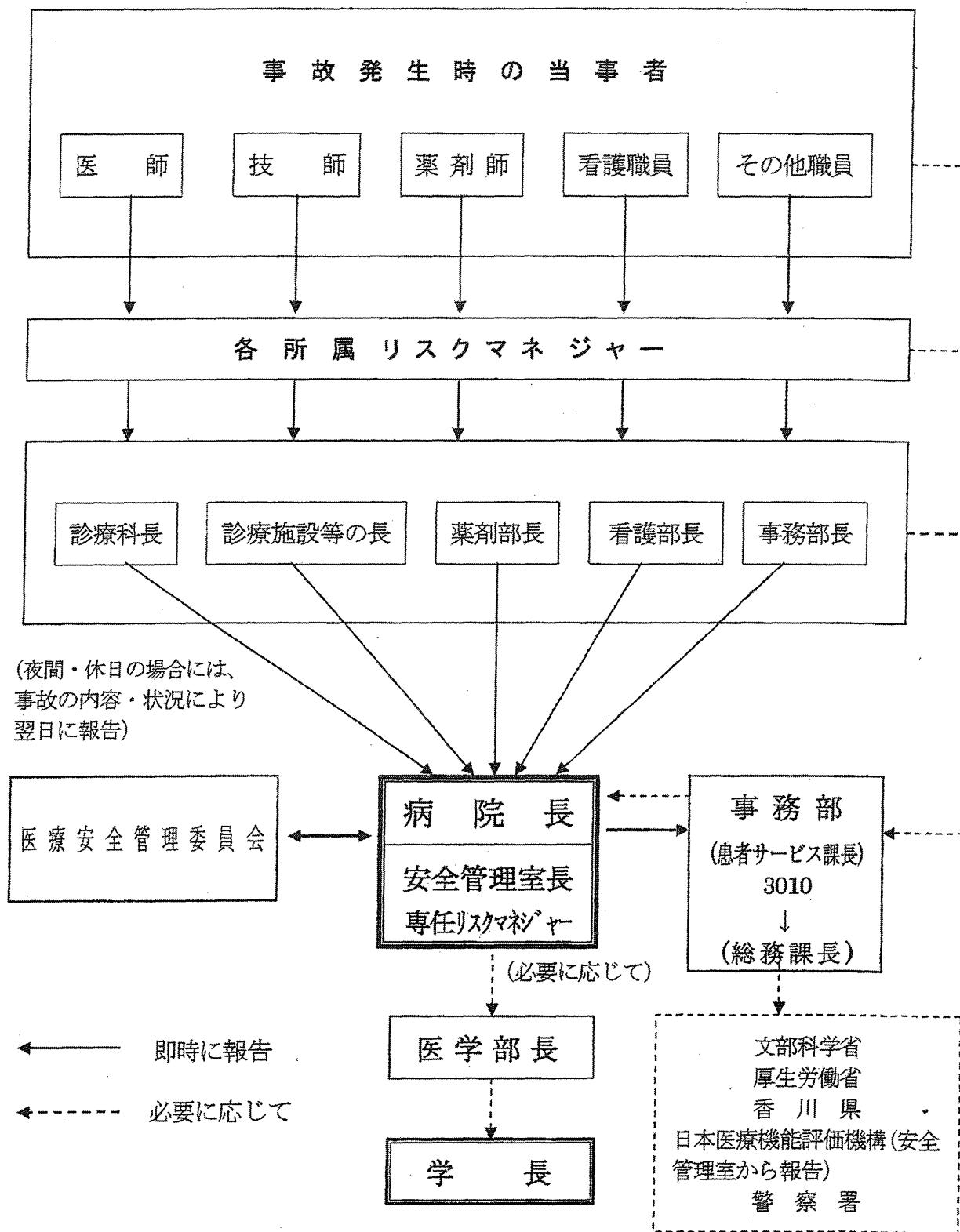
レ ベ ル	傷害の継続性	傷害の程度	内 容
レベル0	一		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
レベル1	なし		患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
レベル2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
レベル3 a	一過性	中程度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
レベル3 b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
レベル4 a	永続的	軽度～中程度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
レベル4 b	永続的	中程度～高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
レベル5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）
その他			

この中には、不可抗力によるもの、過失によるもの、予期せぬ事態などが含まれる。


 医療事故の判定システム

- (1) 全ての事象をインシデントレポートで安全管理室に報告する。
- (2) 安全管理室においてインシデントレポートを上記影響度分類でレベル区分を行う。
- (3) 影響度分類レベル3 b以上については、医療安全管理委員会に報告する。
- (4) 医療安全管理委員会でレベル3 b以上はレベル区分を行い、過失による医療事故か否かの判断を行う。
- (5) 過失による医療事故と判断された事例については、事実関係報告書を記載し、患者サービス課へ提出する。

## 医療事故等発生時の連絡体制



直属の上司に連絡が取れない場合は、さらに上位のものに連絡することとし、連絡がとぎれることのないように努めること。

夜間・休日において、患者サービス課に連絡が取れない場合は、事務当直(3030)に連絡すること。